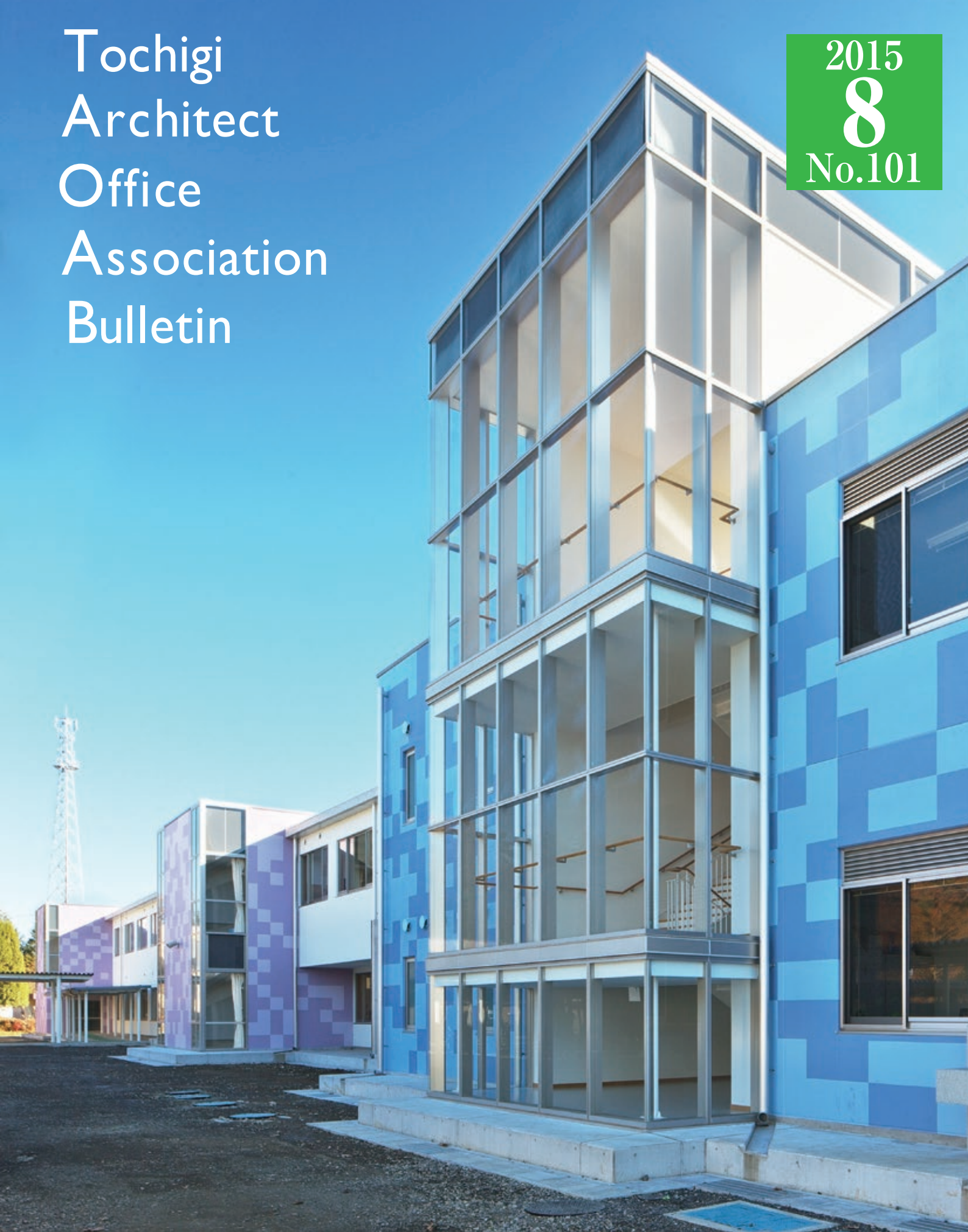


Tochigi
Architect
Office
Association
Bulletin

2015
8
No.101



一般社団法人栃木県建築士事務所協会会報



建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって、職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 栃木県建築士事務所協会



2015/8 No.101 目次

平成27年度定時総会(決算総会)開催される	3-4
組織	5
新賛助会員の紹介	6
2015年(第24回)AP展活動報告	7-8
税務シリーズ No.22 平成 27 年度税制改正	久保井会計事務所 久保井一臣
9-10	
コラム 女性にもてるためのワイン講座 (3)	広報・渉外副委員長 新井 孝
11-12	
コラム 日光金谷ホテル侍屋敷改修工事を振り返って	(株)アガ設計工業 市田 登
13-16	
コラム 伊藤レポート、デザインビルドの先に見る建築士事務所の役割	技術研修副委員長 大高 宣光
17-18	
建賠保険は儲けすぎか	(有)日事連サービス 中川 孝昭
19-20	
協会日誌 2015.4 ~ 2015.7	21-22
平成 27 年度講習スケジュール	23
協会活動通信	24
編集後記	24

表紙紹介

市貝町立市貝中学校



東日本大震災における大きな被害によって改築を余儀なくされた普通教室棟の新築工事です。

特別教室棟は幸いにも改築までの被害は免れ、修復工事を行い継続利用しています。

普通教室棟は2階建てとし、中庭を核とした回遊性のある分かりやすい平面計画としております。多目的ホール・視聴覚室部分を木造とし、隣接する大階段を含めたぬくもりを感じる屋内交流広場として位置付けました。

外観は平面形状を素直に表現し、市貝町の名所である「芝ざくら公園」の花の色(複数色)をあしらったカラーリングとすることで、市貝中学校らしさを表現し、町の復興のシンボルとして人々の記憶に残るデザインとしております。

AIS 総合設計株式会社 徳田明洋

平成27年度定時総会（決算総会）開催される



佐々木宏幸 会長



栃木県知事 福田富一 様



開会のことば
三柴富男 副会長



栃木県県土整備部建築課
川村定男 課長



閉会のことば
佐治則昭 副会長



栃木県議会 議長
岩崎 信 様



栃木県建設業協会 専務理事
岩本克行 様



安藤寛樹 専務理事



神奈川県建築士事務所協会 副会長
小渡佳代子 様

支部設置を表明 「質の向上に努める」

県建築士事務 佐々木 会長

（前）県建築士事務所協会 子（前）神奈川県建築士事務所 夏目公彦副会長、小林宏幸（佐々木会長）は26 協会副会長が出席。議事で、平成27年度定時総会 は、平成27年度事業報告・決算報告、定款修正案を報告、また、町守部高武ホテラ、佐々木会長が東北・関東、6人のほか、来賓13 県内に新たに支部を認めることを発表した。総会後、岩本専務理事も多数の来賓も駆け付け、盛況な総会開催であり、佐々木会長は「27年は、（前）日本工業経済新聞（H27.5.28）



支部設置を明らかにした佐々木会長

日本工業経済新聞（H27.5.28）



挨拶をする佐々木宏幸 会長



新入会員紹介
一級建築士事務所ワフ建築設計室 代表 早乙女義明(下都賀地区)
株式会社池田設計室 代表取締役 池田亜希彦(下都賀地区)



平成26年度建設事業関係労者等国土交通大臣表彰受賞
夏目公彦 副会長
平成26年度年次功労者（日事連会長）表彰受賞
岡田 裕 理事
平成26年度栃木県建設事業関係功労者等知事表彰受賞
小林 基 理事

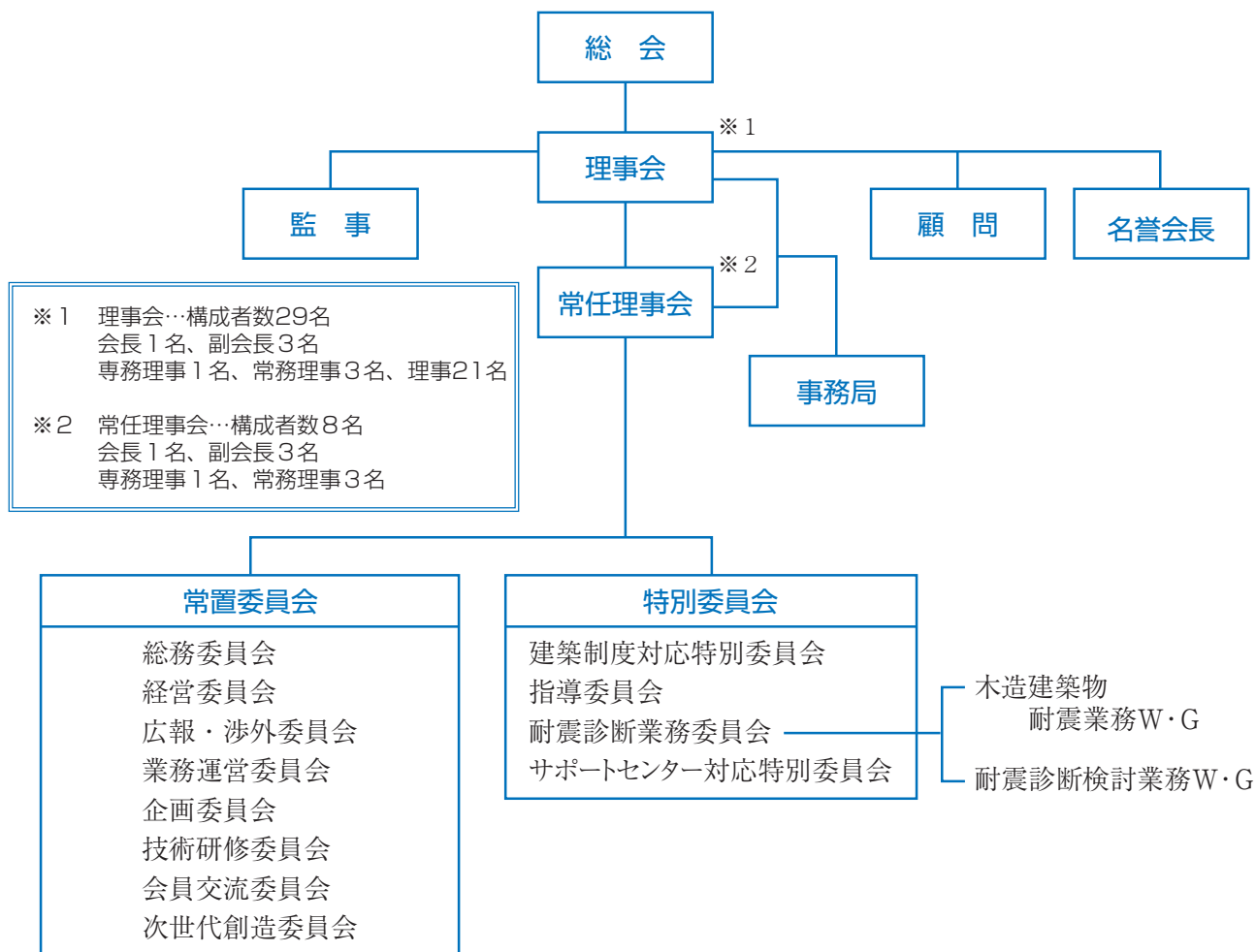


乾杯の挨拶をする
栃木県建築士会 会長 岡田義治 様

組織

役職名	氏名	事務所名	役職名	氏名	事務所名
会長	佐々木宏幸	AIS 総合設計(株)	理事	君島 広之	(有)君島榮七建築設計事務所
副会長	三柴 富男	(株)フケタ設計	//	慶野 正司	(有)アトリ工慶野正司 一級建築士事務所
//	佐治 則昭	(株)創建設計	//	小林 基	小林建築設計事務所
//	夏目 公彦	(株)公和設計	//	酒井 誠	(株)酒井建築設計事務所
専務理事	安藤 寛樹	(株)安藤設計	//	塩田 真吾	(株)シオダ建築デザイン事務所
常務理事	田村 哲男	(株)田村忠設計事務所	//	菅又 守	(株)ドラフト
//	渡邊 有規	(株)渡邊有規建築企画事務所	//	竹石 昭厚	竹石建設(株)一級建築士事務所
//	山崎 良知	(有)山崎企画設計	//	竹内 幹夫	アルス建築設計事務所
理事	阿久津信一	晋豊建設一級建築士事務所	//	中村 清隆	(有)翔建築設計事務所
//	新井 孝	(有)新井建築構造設計事務所	//	中村 滋	(株)近代総合建築事務所
//	池澤 達夫	(有)池澤設計	//	野口 利男	(有)建都企画設計
//	池田 光一	ウッド・プランニング	//	本澤 崇	(株)本澤建築設計事務所
//	和泉 卓哉	(有)和泉設計	//	横松 邦明	(株)横松建築設計事務所
//	市田 登	(株)アガ設計工業	監事	深津 喜一	(株)大森一級建築士事務所
//	大高 宣光	(株)KENアソシエイト 一級建築士事務所	//	阿久津新平	(有)睦和建築設計事務所
//	岡田 裕	(株)岡田建築設計事務所			

一般社団法人栃木県建築士事務所協会 組織図



新賛助会員の紹介

<p>タカラスタANDARD(株) 宇都宮支店</p> <p>支店長 小跨恭一郎</p> <p>住所 〒321-0933 宇都宮市築瀬町2515-2 TEL 028-632-1311 FAX 028-632-1344 H P http://www.takara-standard.co.jp E-mail s-tsubura@takara-standard.co.jp</p>	<p>営業品目・取扱商品名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●システムキッチン、システムバス、洗面化粧台、給湯機、トイレ等の水回り商品及びホーロー外壁材 <p>営業地域 栃木県内全域及び茨城県・群馬県の一部</p>
<p>日豊工業株式会社</p> <p>代表取締役 轟 久敬</p> <p>住所 〒320-0057 宇都宮市中戸祭1丁目13番27号 TEL 028-622-1911 FAX 028-624-1099 H P http://www.nippo-kogyo.com E-mail nippo211@jeans.ocn.ne.jp</p>	<p>営業品目・取扱商品名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築・土木・舗装工事業 <p>営業地域 栃木県近隣</p>
<p>サンポット株式会社 首都圏営業所</p> <p>所長 村上 毅夫</p> <p>住所 〒352-0001 埼玉県新座市東北2-24-3 TEL 048-471-8420 FAX 048-470-1141 H P http://www.sunpot.co.jp/ E-mail takeo.murakami@sanpot.co.jp</p>	<p>営業品目・取扱商品名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地中熱ヒートポンプ冷暖房システム ●学校用石油・ガスFF式暖房機 <p>営業地域 栃木、埼玉、東京、群馬、山梨、千葉、茨城、静岡</p>
<p>株式会社中三川工業</p> <p>代表取締役 島野 弘太</p> <p>住所 〒329-0617 上三川町大字上蒲生529番地4 TEL 0285-56-6666 FAX 0285-56-6454 E-mail qqme45ed@jupter.ocn.ne.jp</p>	<p>営業品目・取扱商品名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄筋工事 <p>営業地域 栃木全域、茨城、群馬南、埼玉北、福島南</p>
<p>住友ベークライト株式会社</p> <p>代表取締役 林 茂</p> <p>住所 〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目5番8号(天王洲パークサイドビル) TEL 03-5462-4170 FAX 03-5462-4892 H P http://www.sumibe.co.jp/ E-mail morishima-tsutomu@sumibe.co.jp</p>	<p>営業品目・取扱商品名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建材製品製造・販売 (メラミン、ポリカ、防水シートなど) <p>営業地域 全国</p>
<p>株式会社山崎工務店</p> <p>代表取締役 山崎 正一</p> <p>住所 〒320-0075 宇都宮市宝木本町2660-1 TEL 028-601-5252 FAX 028-665-5360 E-mail yamazaki_komu_love@ybb.ne.jp</p>	<p>営業品目・取扱商品名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、内装仕上げ工事業、建具工事業 <p>営業地域 関東一円</p>
<p>株式会社カネダ</p> <p>代表取締役 金田 剛</p> <p>住所 〒321-0404 宇都宮市芹沼町字湯殿神社前3827番地 TEL 028-674-1558 FAX 028-674-1557 E-mail tetukinn@hyper.ocn.ne.jp</p>	<p>営業品目・取扱商品名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄筋工事業・関連資材販売 <p>営業地域 栃木、埼玉、茨城、群馬、福島</p>
<p>日本ERI株式会社 宇都宮支店</p> <p>支店長 高橋 徹</p> <p>住所 〒320-0026 宇都宮市馬場通り2-1-1 NOF宇都宮ビル7階 TEL 028-610-3935 FAX 028-639-3260 H P http://www.j-eri.co.jp/ E-mail utsunomiya@j-eri.jp</p>	<p>営業品目・取扱商品名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国交省指定機関としての建築物の確認・検査業務の他、住宅性能評価、フラット35、長期優良住宅等の建築物に関する評価審査業務 <p>営業地域 全国、栃木県</p>

2015年(第24回)AP展 活動報告

業務運営委員会 副委員長
塩田 真吾

去る7月15日～16日、マロニエプラザにて恒例の栃木県建設展&AP展が行われました。



△会場風景 (受付)



△会場風景



△会場風景



△学生作品



△栃木県建築士事務所協会・会長賞 (フケタ設計)



△栃木県建築士事務所協会・会長賞 (イーハウス・アーキ・コーポレーション一級建築士事務所)



△日本工業経済新聞社 社長賞 (AIS 総合設計)



△栃木県建築士事務所協会・会長賞 (小山工業高等専門学校)



△日本工業経済新聞社 社長賞 (真岡工業高等学校)



△表彰式 (会長挨拶の様子)



△受賞者記念撮影



△作品搬出風景

受賞作について、協会の作品はいずれも県産材を活かした作品が選ばれ、それぞれ木の温もりのある大階段、大谷石の境界壁、見晴らしタワー等が建物全体を特徴付けている点が印象に残りました。また、学生の作品については、若干模型の数に寂しさを感じたものの、建物単体ではなく、街全体を考えた公園計画、建築が創る地域性のあり方、と

いう広い視野での作品が評価されました。さらに、今回特に印象的だったのは模型やCG作品等、高校生のレベルが高かった点です。将来が非常に楽しみです。

最後に、新体制後の業務運営委員会、新メンバーも加入した青年部会の協働で準備会から設営、片付けまでスムーズに行われました。メンバーの皆様、本当にお疲れ様でした。

平成27年度税制改正

久保井会計事務所

久保井 一 臣

はじめに

平成27年度税制改正に関する法律が国会で成立し、公布・施行された。本年度の税制改正は、デフレ脱却・経済再生の実現、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援等の観点から、国税・地方税に関し、多くの改正等がなされた。近年の税制改正は、税制抜本改革の着実な実施を目的に、全て一体のものとして捉えるべきものであり、私達が、日本の税制の大きな変革の只中に存在していることに留意すべきである。

1. 中小企業全般に関連する重要な改正点

(1) 成長志向に重点を置いた法人税改革

平成27年度税制改正からはじまる法人税改革は、課税ベースを拡大しつつ税率を引下げることにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることを目的とし、より広く負担を分かち合い、企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力を高め、所得拡大促進税制の拡充等を講じることにより、賃上げに積極的に取り組むように促すものである。

(2) 法人税率の引下げ

平成27年度・28年度は、経済の好循環を実現させるために法人税率の引下げを先行させることとした。具体的には、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しにより、財源を確保しつつ、国の法人税の税率引下げ（改正前25.5%→23.9%）と、地方の法人事業税所得割の税率引下げを行った。「国税」と「地方税」を利用したこれらの実効税率引下げのための工夫とテクニック駆使の結果、国・地方を通じた法人実効税率（改正前34.62%）は、平成27年度は△2.51%の引下げで32.11%に、平成28年度は△3.29%の引下げで31.33%となった。なお、与党税制改正大綱では、平成28年度における税率引下げ幅の上乗せが図られており（△3.29%+ α ）、数年で法人実効税率を20%台まで引下げを目指すとしている。

また、中小法人（各事業年度終了時、資本金等の額が1億円以下）、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特

例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：本則19%→15%）の適用期限は、2年延長される。

適用時期：平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

(3) 欠損金の繰越控除制度の見直し

平成27年度の改正で、大法人に対する欠損金の繰越控除限度額の引下げが行われた。控除限度額は、改正前：繰越控除前の所得金額の80% →改正後：平成27年4月1日以後開始事業年度で65%、平成29年4月1日以後開始事業年度で50%となる。

中小法人における欠損金の控除限度額は、所得金額の100%のままで変更はない。

なお、青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間が、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から10年（改正前9年）に延長される。これに伴い、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限・請求期間が、改正前9年から改正後10年となる。

適用時期：大法人の欠損金の控除限度額の引下げ——平成27年4月1日以後に開始する事業年度、繰越期間の延長——大法人・中小法人ともに平成29年4月1日以後に開始する事業年度。

(4) 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正により、企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、地方での拡充への取り組みを支援するため、本社機能を地方に移転した場合等に投資減税や雇用促進税制の特例を適用できる税制が創設された。

(5) NISAの拡充

NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置）の拡充のため、「ジュニアNISA」が創設され、20歳未満の人が開設するジュニア口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益を非課税対象とし、年間投資上限・80万円、非課税期間・最長5年間、非課税投資額・最大400万円（80万円×5年間）、親権者等の代理または同意のもとで投資、18歳になるまで原

則として払出し不可、である。

なお、現行NISAについて、投資上限額が年間100万円→120万円に引き上げられた。

適用時期：ジュニアNISA——平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用される。現行NISA——平成28年1月1日以後に設けられる非課税管理勘定について適用される。

(6)消費税関係

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月1日に予定していた消費税率10%（現行8%）への引き上げ時期を平成29年4月1日に変更した。なお、10%への引き上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施することとされた。消費税の「軽減税率制度」が税率10%時に導入されるといわれるが、対象品目、区分経理等について混乱が生じる可能性がある。

(7)財産債務調書制度の創設

所得税・相続税の申告の適正性を確保するため、「財産債務明細書」の提出制度を見直し、資産基準（総資産3億円以上または有価証券等1億円以上）を追加することにより対象者を限定し、記載内容を充実させるとともに、加算税の加減算によるインセンティブ措置（incentive—刺激）を設けた「財産債務調書」として整備される。

①提出基準：改正前の「所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円超」が見直され、「所得金額2,000万円超」かつ「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上（12月31日時点）」とされ、同日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、翌年の3月15日までに提出しなければならない。

②記載内容：財産の詳細を時価（見積価額も可）で記載。

③加算税の加減算によるインセンティブ措置が導入された。所得税・相続税の申告漏れがあった場合、財産債務調書に記載がある部分については、過少（無）申告加算税が5%軽減される（所得税・相続税）。財産債務調書の不提出・記載不備の場合は、過少（無）申告加算税が5%加重される（所得税）。

適用時期：平成28年1月1日以後に提出すべき財産債

務調書について適用される。

2. 建築士事務所に関連する改正点

(1)請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日

消費税率10%への引き上げ時期の変更に伴い、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日が平成28年10月1日とされた。

(2)住宅ローン控除等の適用期限の延長

消費税率の引き上げ時期の変更のため、平成29年12月31日までの適用期限とされていた住宅ローン控除等の措置について、適用期限が平成31年6月30日まで1年6カ月延長された。

(3)住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

祖父母・両親から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月30日まで延長され、非課税枠が最大3,000万円まで拡充された。

適用時期：平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。

(4)空家等対策の推進に関する固定資産税等の改正

少子高齢化社会の進展等により、適切な管理が行われていない空家等が目立つようになり、防犯、防災、衛生、景観等に関し、地域住民の生活環境に大きな悪影響を及ぼしている。そこで、管理不全の空家の除去・適正管理を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）に基づく必要な措置の勧告（市町村長）の対象となった「特定空家等」（周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等）に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の対象から除外する措置が講じられる。つまり、空家の除却等を促進するための固定資産税・都市計画税に係る所要の措置がとられたわけである。

適用時期：空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する日（平成27年5月26日）から適用される（平成28年度分から適用）。

コラム

女性にもてるためのワイン講座 (3)

広報・渉外副委員長 新井 孝

日々熱心に建築設計の仕事に取り組んでいる栃木県建築士事務所協会員に、女性にもてるためのワインの共通仕様を伝授したいと思います。3回目はQ&A(テーブルマナーと種類・製法)についてです。早速話に入っていきます。

〈テーブルマナーのQ&A〉

女性同伴でワインと料理を楽しもうとする際のワンポイントマナーです、これだけは覚えておきましょう

Q1: ワインを注ぐのは誰。

A1: 基本的にホテル・レストランでは、ワインを注ぐのはソムリエかスタッフにお任せです。でもカジュアルなお店や小規模なお店では自分たちで注ぎます。その際、男性が注ぐのがルールです。レディーファーストの国で生まれたお酒なので、その約束に従うのが自然です。

Q2: 注いでもらう時は。

A2: 注いでもらう時のこと。グラスを持ち上げると、目測を誤ってこぼしてしまったり、ボトルの口とグラスをぶついたり・・・とトラブルのもと。グラスはテーブルに置いたままにして注ぐ手元を見つめ、軽くお礼を言うくらいがマナーです。

Q3: ワインで乾杯するときは。

A3: ワイングラスは良いものほどガラスが薄く繊細です。だから乾杯の時にグラスをぶつけると割れてしまうことがあります。目の高さにグラスを持ち上げ、「乾杯!」と声を上げるようにします。厚手のグラスでカジュアルに飲むときはぶつけて音を立ててもOKです。

Q4: ワイングラスはどこを持つ。

A4: グラスのボウル(丸い底)を持つとワインが暖まり、香りや味わいが変わってしまいます。グラスのステム(脚)をつまむように持つのがエレガントで、かつおいしく飲むコツです。



〈ワインの種類・製法のQ&A〉

Q5: ワインにはどのような種類がありますか。

A5: まず製法上から次の4つに分けられます。

●スティル・ワイン

いわゆる生(き)ぶどう酒で、ワイン醸造のプロセスを完全に終わり、炭酸ガスを残さないワインです。静かで泡が立たないことから「スティル・ワイン」と呼ばれます。ほ

とんどのワインがこれに属します。

●スパークリング・ワイン

泡の立つワインという意味です。フランスではシャンパン、ドイツではゼクト、イタリアではスプマンテが有名です。発酵中にできた炭酸ガスをそのまま閉じ込めてつくります。つくり方には4種類あって、1つは、一旦発酵を終えたスティル・ワインをブレンドして瓶に入れ、砂糖、酵母菌を加えて第2次発酵させる瓶内2次発酵法です。代表的なものにシャンパンが有ります。2つめはタンク内で大量に2次発酵させたものを瓶につめるシャルマ法です。3つめは、ビールのように1次発酵でできた炭酸をそのまま閉じ込める方法で、ローカル法です。そして最後に、スティル・ワインに炭酸を吹き込む製法で、炭酸ガス注入法です。

●フォーティーファイド・ワイン

強化ワインとか、アルコール強化ワインと言われます。スティル・ワインをつくる途中、あるいはつくってから、主としてブランデーを添加し、アルコール度数を高めて酵母菌を生存できなくし、発酵を止めたり、味にコクを持たせるとともに、日持ちするようにつくりあげたものです。シェリー、ポート、マディラなどが代表的です。

●フレーバード・ワイン

アロマタイズド・ワイン(aromatized wine)とも言われ、混成ワインとも呼ばれます。ワインの中に、薬草、香草、あるいは蜂蜜や果汁などを加えて味に変化を与えたもので、イタリアのベルモットは香草系の代表、スペインのサングリアは果汁系の代表です。

Q6: スティル・ワインはどのようにつくりますか。

A6: ワインの製法は単純です。ブドウの果汁を酵母の働きを利用して発酵させ、糖分をエチルアルコールと炭酸ガスに分解します。もう少し詳しく言うと、①収穫したぶどうを破砕機にかけてつぶし、果梗(房から粒を取り除いた、残りの部分)を取り除きます。②赤ワインの場合は、そうしてつぶした実をそのまま発酵槽に入れ、発酵させます。白ワインの場合はつぶした実を压榨機で絞り、できた果汁だけを発酵槽に入れます。2~3日で高く泡が立って発酵が最高潮に達します。発酵の期間は10~20日間です。③発酵を終えた若いワインは、樽やタンクに入れて熟成させます。樽を使用するかタンクを使用するかはどんなワインを作るかによって選ばれます。④ワインによっては、樽で熟成させたものをさらに瓶内で熟成(瓶熟)させます。この

間に瓶内では、外部との交流が無い条件下で様々な化学変化が起こり、香り高い熟成香が生まれ、味わいにも深みが出てきます。瓶熟の必要期間はワインによって違います。

Q7：スティル・ワインの中で、赤・白・ロゼはどうつくりわけのですか。

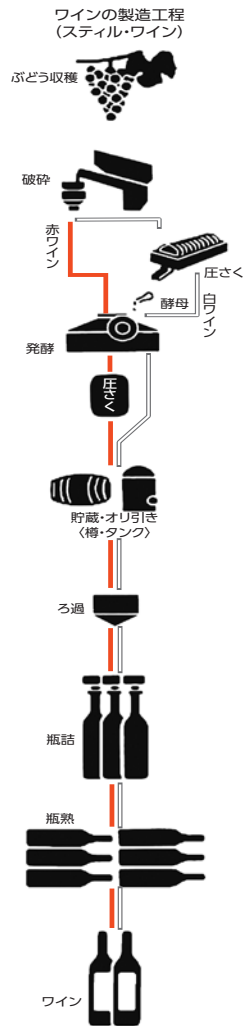
A7：赤ワインの場合は、一般的に黒ぶどうを破砕機でつぶしたのから果梗を取り除いて、果汁を果皮や種子と一緒に発酵させます。その際、高めの温度でより長く置くにしたがって色が濃くなります。

白ワインは、主に白ブドウを使い、通常、圧搾機で絞ってつくった果汁だけを発酵させます。

ロゼワインの場合は、赤と同じように、果汁と果皮、種子と一緒に発酵させますが、ちょうど色がバラ色になったところで、圧搾機にかけて果皮と種子を取り除き、その果汁をさらに発酵させてつくります。

Q8：甘口、辛口の違いはどこから来るのでしょうか。

A8：ぶどうの果汁は、貴腐ぶどうを除くとそれほど糖度は高くありませんからアルコール度はせいぜい12～13度ぐらいにしかなりません。酵母菌は14～15度まで死滅しませんから、放置しておけば最後まで発酵してしまい、糖分が全てアルコールに変わってしまいます。ですから、甘口のワインをつくるためには発酵を途中で止めて糖分を残す必要があるわけです。発酵を止めるためには、例えば、冷却して酵母の働きを不活発にして濾過したり、あるいはブラン



デーを添加してアルコール度を高めるなどの方法があります。後者の製法で誕生したのが、フォーティファイド・ワインです。

Q9：スパークリング・ワインにもいろいろあると聞きました。

A9：スパークリング・ワインでは次のような言葉が使われます。

- クレマン：クリーミーということで、シャンパンの中でもガス圧のやや低めのものを指していましたが、現在では、ブルゴーニュやアルザス、ロワールの瓶内2次発酵法でつくられるスパークリング・ワインをさすようになりました。
- カヴァ：スペインの瓶内2次発酵でつくられるワインの呼び名です
- ブリュット：生のまま、という意味で、辛口のスパークリング・ワインです。以下、甘みが増すにつれて、エクストラ・セック（エクストラ・ドライ、あるいはドライ・セックともいいます）、セック、ドミ・セック、ドゥと続きます。

ワインパーティーでは、開宴前の待ち時間に、スパークリングワインでおもてなししてもらえることが有ります。口当たりが良いのでつつい飲んでしまいますが、これを飲みすぎると本番が台無しになってしまいます、ご注意ください。

参考文献
[World Wine Catalogue 1992 by Suntory]
株式会社マイナビ「ワインの図鑑」

ブリュット(辛口)の例
シャトー セント ジーン スパークリングワイン ブリュット

スペインのスパークリングワイン(カヴァ)
カステルブランチ ブリュット ゼロ

アルザス地方のクレマン
ドップ オ ムーラン クレマン ダルザス

瓶内2次発酵法による
ランソン シャンパン ブラックラベル ブリュット

シャルマ法による
C.F.G.Y. グランド インペリアル ブリュット

ローカル法による
アスティ スプマンテ ガンチア



コラム

日光金谷ホテル侍屋敷改修工事を振り返って

(株)アガ設計工業 市田 登

○日光の歴史から見た侍屋敷

日光の歴史は自然環境とあいまって、自然美と人工美の粋を集めた名所として、国内はもとより、諸外国にもその名を知られている場所である。その始まりは古代の奈良時代に下野国が生んだ勝道上人によって日光山が開山され、中世の鎌倉時代においても関東における護りの拠点として、重要な位置を築いた。

その後（1590年）豊臣秀吉の小田原征伐により北条氏の滅亡と共に日光は衰退への一步を進む。しかし、日光の歴史を変えたのが、家康が没した（1616年）翌年の東照大権現の鎮座である。その20年後の1636年には、天海と将軍家光による「寛永の大造替」が行われ、絢爛豪華な社殿などがこの時代に次々と整えられていく。そんな中、この時代と時を同じくして建てられたのが、金谷侍屋敷（2014年 国登録有形文化財登録）である。1907年に西側部が増築され、この建物からも当時の中堅武士の暮らしぶりを垣間見ることが出来る。また、この場所は、遠く江戸時代には、大工町・木挽（こびき）町と呼ばれていた経緯があり、東照宮等を造営した職人や武士などが住んでいて、この建物は江戸幕府が武士に与えた官舎とも考えられる。官舎とは、『武家屋敷、或いは侍屋敷』等と呼ばれていたことから、武家屋敷の流れをくむ建物ともいえる。また、一般的な侍屋敷とは、武家に属さない中級・下級武士の住まいであると言われているが、この場所が東照宮に近い位置にあることや建物の構造・間取りなどからみると、上級に近い武士の住まいであることが分かる。時代が変わり明治になると、これら侍屋敷などはもともと江戸幕府から与えられた建物のため、新政府により取り壊される。そして、当時の武家屋敷として、現存しているのは全国でも数少なく、未来に残すべき建物として非常に貴重な建物である。なお、武家屋敷の前身が寝殿造りであり、その形跡が随所に見られるのもこの金谷侍屋敷の特徴でもある。



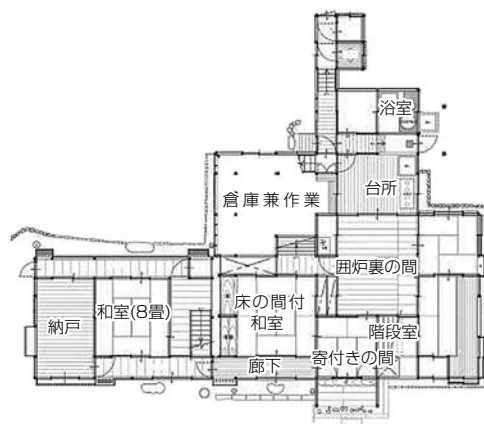
▲ 1888年（明治21年）



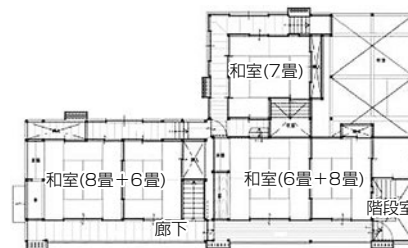
▼現在

○金谷侍屋敷の概要

この金谷侍屋敷は、遠く鎌倉時代の武家住宅や平安時代の寝殿造から生まれた書院造り等が礎となって生まれた和風建築。敷地は全体で3352㎡（1016坪）建屋の総面積は291.1㎡（88.2坪）、1階は180.3㎡（54.6坪）2階は110.7㎡（33.6坪）であり、建物の東側には24.8㎡（7.5坪）の土蔵がある。また、枿材を多く使用している事（枿普請）・武家屋敷では稀な2階建てである事・大黒柱が設置されている事などからして、当時としてはグレードの高い建物と考えられる。また、明治20年に増築された西側の部分の寸法モジュールが京間に対し江戸間になっている事も特徴の一つとなっている。



1階 平面図



2階 平面図



南側立面図



北側立面図



○工事記録

金谷侍屋敷修復工事の基本方針と設計

- ・修復工事に当たって、正式な建設年代は不明であるが、建設された当時の姿に近づけながら整備を図るものとする。
- ・損傷が激しく、先に対処する必要がある部分には順次段階的に計画的な整備を図るものとする。
- ・損傷の多い床下にあたっては湿気を遮断するためのポリフィルムを敷き、土台や束を不同沈下させないために建物全体を鉄筋コンクリートの土間で施すものとする。
- ・不同沈下による床の凹凸は、ジャッキを用いてレベルを図るものとする。
- ・柱の腐朽部には、腐朽した部分のみ、伝統技法の尻ばさみ継ぎを採用するものとする。
- ・シロアリによる虫害部はすべて交換するものとする。
- ・完成後も床下通風を良くするなど、床下環境の整備を図るものとする。
- ・修復整備に当たっては、耐久性・耐震性について十分検討を図るものとする。
- ・庭園部の修復工事に当たっては、なるべく当時の景観・風致写真等の復元を前提に行うものとする。



着工前 (土台の腐り)



着工前 (柱の腐り)



着工前 (虫害)



着工前 (外壁状況)



土台 ジャッキアップ



ベタ基礎コン打設

○耐震性・耐久性から見る侍屋敷

日本の建築は竪穴住居から始まり、仏教の伝来に伴って中国や朝鮮半島から建築技法が伝えられ、また、地震国あるいは高温多湿という悪条件の中で、多種多様な木造構法が取り入れられてきた。特に注目を集めた、あの先進技術の粋を結集して造られた東京スカイツリーには、1300年前の日本最古の伝統的木造建築物である法隆寺五重塔の技法が採用された。この金谷侍屋敷も決して例外ではなく、時代を経て生き残って来た事実がすべてを物語っており、以下の事により、耐震性・耐久性のある技法を随所に見ることが出来る。

- ・基礎は礎石工法という技法（敷石の上に緊結されない土台をのせるだけ）は、地震の揺れを吸収すると考えられる（今日の免震構造と同じ原理）。
- ・床下は大きな開口になって、通風がよく、木材が嫌う湿気を逃す仕組みになっている。
- ・筋違（骨組みの間に斜めに入れる材）の代わりに礎石工法と相性の良い貫構造になっている。
- ・全体の軸組構造が、地震に強いバランスの良い配置になっている。
- ・大きな柱や梁などの材料が力強く組み合わせられている。
- ・2階の床下には、無垢板と連続した小梁が細かく施され地震の揺れに対抗している（現行剛床的な役割となっている）。
- ・増築された取り合い部が緊結せずに接続されていて、地震時の揺れに対して、お互いの揺れが生じないようにしている。
- ・屋根が軽い材料（柿葺・鉄板葺・銅板葺き）で葺かれている。
- ・建物全体として、部材の接点部分が柔軟に動き、力に対して、しなやかな変形を与えてかわす、柔構造になっている事が耐久性につながっていると考えられる。



軸組状況



礎石工法



土台交換 (仕口)



柱の尻ばさみ (継手)

コラム



正面玄関

二つの玄関があり、正面玄関は広く、式台そして舞良戸が設けられている。広い正面の玄関はご主人やお客様等が使用するもので、この式台は広く、低く造られていることから多人数でお客様をお出迎えしたり、お見送りが出来き、より低い位置に設けられているのは、お客様の立つ位置よりあまり高いと失礼に当たる為と考えられる。

また同時に武士であることから常に外部からの侵入に備えることも求められており、段差が外部から攻めこまれたときに時間をかせぐ事が出来る様にと工夫がなされているとも考えられる。隣の小さな玄関は奥様や使用人の利用する玄関と考えられ質素に造られている。



寄付きの間

寄付き或いは、取次の間とも呼ばれる所で、現在の玄関ホールに当たる所です。床から天井にある小梁の下端まで約1.8mと低く造られていることから、敵の侵入に備えて、刀を上段に構える事が出来ないような高さとなっているとも考えられる。



囲炉裏の間

台所に続く場所で、部屋の中央にケヤキの大黒柱がある。日本の伝統的な民家建築においては、単に土を固めた土間の台所に大黒柱がある事が一般的な造りになっていることから、ここも土間で、その後現在の様な板の間に改修されたもの。囲炉裏部の天井は高く、囲炉裏から出る煙は天井や屋根裏全体を燻してから排出される仕組みになっている。又、2階の和室に通ずる窓がある。



倉庫兼作業場

この広さからして、使用人や奥方が内職的な作業をしていた場所と考えられる。当時の侍は、どんなに家計が苦しくとも、お客様に分からないような所で行われていた。また台所の隣にあることから食料倉庫であったとも考えられる。現在では茶室として使われている。



床の間付き和室

床の間は、和室の伝統的な技法の一つ。客間の一角に造られるもので、檜の木の床柱が設けられ、壁には掛け軸がかけられ、置物が飾られている。天井は低く、2階の床板と一体になっている。また、この部屋の西側には、8畳の和室が明治になって増設されている。



東側階段室



◀無双窓 (階段室)

寄付きの部屋から襖を開けると階段の踊り場がなく、直ぐに階段を上がる構造になっている。階段の幅は1間(1.8m)と幅広く造られていて、大きな荷物を2階へ上げるのに都合がよく出来ている。東側の壁には無双窓が取り付けられている。



和室 (8畳の間)

2階の東側の階段に面するこの部屋は花頭窓があり、階段室からこの窓を開けて、荷物の出し入れに都合の良い壁に取り付けられている。一方、武士であることから常に外部からの侵入に備えることも求められ侵入者に対して、この窓から槍などで退治するとも考えられる。また、囲炉裏からの熱気を取り入れる窓も施されている。

コラム

伊藤レポート、デザインビルドの先に見る建築士事務所の役割

技術研修副委員長 大高 宣光

■はじめに

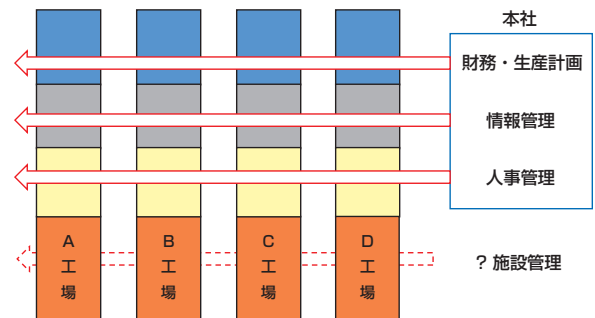
企業の財産は「人・物・金・情報」と言われますが、日本の設備産業において全ての企業活動の器である建物とその設備に関する支出の権限は何処にあるのでしょうか。

例えば国内に工場が数箇所あり、その全ての経過年数が既に30年を超えた今、毎年多額の修繕費が掛かる状態となり、現場から本社へは修繕にかかる工事の決裁が毎年増え続け、時には事前の改修工事が間に合わずに工場を止めて修理をしなければならないことが起こり、しかも工場の建築設備管理に関しては「生き字引」と言われた現場の係長も定年を迎え、今はゼネコンから工事現場の監督を経験してきたOBを迎えて、この修繕工事の見積り査定をお願いしている。

これは最近各社で良く見かける状態です。企業の「人」に関しては本社人事部が大きな権限を持ち企業運営に必要な適材適所を考え、「物」の中の生産設備・生産計画については、その新增設、改修は企業活動そのものですので、権限も本社が統括しています。「金」は財務と経理が全社を網羅して管理していますし、「情報」も本社の情報システム部門が基幹システムの安全管理については全権を持って運用管理を行っています。

それでは「物」の中の「土地・建物」について、運営管理費の低減、ライフサイクルコストの適正化、設備投資額の低減を工場単独ではなく、全社に渡り横通しで見ている管理責任者はいますか？ YESと答える企業も多いでしょう。ではYESと答えた企業にあって、この業務を担当する責任者は、「初期投資コストの低減」「更新改修費用の最適化」「リース化・証券化・賃貸・売却などのポートフォリオ資産戦略」「施設運営費の低減」「ライフサイクルコストの最適化」についてCFOを支援できる立場で本社に席を置き、全社資産の統括管理についての技術的な支援を行っている人でしょうか？ おそらく多くの答えはNOでしょう。私もこのような立場で活躍されている人が居る企業はほんの一握りしか知りません。

欧米ではこのような業務を行う人をファシリティマネジャーと呼び、これらの業務をファシリティマネジメント(FM)と言い、担当の役員が配置されていますので、総務に迎えた従来のゼネコンOBとは、スキルも求められる業務も全く異なります。



■ BCPとファシリティマネジャーの役割

3.11以降殆どの企業でもBCPが練り直されましたが、ファシリティマネジャーの居ない多くの企業では、施設管理に関わる大切な課題に手が付けられていません。それは発注者としての自社技術基準の作成とそれに伴う全ての施設の安全基準の見直しです。

上の図のAからDまでの工場は建てられた時期も規模も皆違いますし、設計事務所も施工会社も違うかもしれません。これが自動車なら定期的に車検を通すことで、基本的な安全基準が揃った状態で使用されていますが、建物の場合はそうはいきません。

そこには「既存不適格」と言う不思議な言葉が存在し、更に既存不適格以前に問題なのは、同じ安全性能が求められる業務上重要な部屋で、ISMSや個人情報管理等の必要性から、入退室管理のためにカード錠が設置されているにもかかわらず、耐火・防火・耐水・防水の発注性能が示されていないために、設計事務所が異なる毎に床・壁・天井の仕様が異なり、下階が重要室でありながら、上階事務室のボヤでスプリンクラーが稼動し、下階のデータセンターを止めてしまう等の事故や、重要室の天井裏まで耐火区画とされていないために、周囲と同一防火区画内となっていて類焼してしまうなどの事がおこってしまいます。

3.11の時にNTTグループの復旧が大変早く話題となりました。阪神淡路の時も同じテーマで同社建物の安全基準が話題になりましたが、実は建物の設計強度以上に重要なテーマが隠されている事に気がついている新聞記事は一社もありません。

全国から集まってくる同社の支援チームが、何故それぞれ派遣先の建物にスムーズに入館でき、復旧手配が出来たのか？あの陸上自衛隊でさえ、誰よりも早く現地に入れたものの、まず何から手をつけなければいけないのかの検討・判断に一日を要し、その間にも救えた命があっ

たかもしれないと、悔しさを交えたお話をお聞きしたことがあります。

NTTの場合、そこには同社の百年を超える技術の蓄積に基づく発注者としての技術基準がありました。全ての建物の錠はその場所と用途に応じてメーカーと型番まで指定されており、カード錠の非常事態解錠登録や停電時のバックアップバッテリーの保持時間、予備エンジンの稼働可能時間も統一されており、床・壁・天井の耐火・防火・耐水・防水基準も全国統一規程の下に材料が選ばれ施工されていて、全国の建物の資料がデータベースに保管されており、その資料を持たされて派遣された支援チームは、何処の建物では何が大丈夫で、何から手をつけるべきか、到着した支援チームがその日、その時から復旧作業に掛かれたのです。

■ CFOを支えるファシリティマネジャー

昨年発表された伊藤レポートに連動して、この春から急に企業のガバナンスと目標 ROE（自己資本利益率）が話題となっています。しかし、そこには今年の4月1日の日経新聞に伊藤レポートをまとめられたご本人の、一橋大学特認教授である伊藤先生が書かれた「経済教室」の中で、『そこで期待されるのが、CEOの「参謀」としての最高財務責任者（CFO）である。しかし筆者のみと、日本はCFOの人材プールがあまりに脆弱である。今後、CFOの養成が急務である。』との記載があります。つまりこれからの企業にとって、従来型の財務部長ではなくCFOが必要だと書かれています。

そこで、企業の売上高に対するファシリティコストや施設面積に対するファシリティコスト、売上高に対する入居人数や施設面積に対する入居人数などを指標としながら、「初期投資コストの低減」「更新改修費用の最適化」「リース化・証券化・賃貸・売却などのポートフォリオ資産戦略」「施設運営費の低減」「ライフサイクルコストの最適化」についてCFOを支えるファシリティマネジャーの役割は今後の企業活動の中で大変重要な役割を負うことになってきます。

■ デザインビルドと発注者能力

建設業界では、従来からの発注手法であった「設計・監理」と「工事請負」の発注形態を見直し、デザインビルドと言う手法が採用され始めています。これにより発注者としては一人を相手に全ての責任を負わせることが出来ると同時に、発注者側の発注能力が問われる事にも

なってきます。

従来の手法では設計監理の目から発注者の利益を守る人と、工事請負の立場から発注者の意図を具現化する人が二人居て、その相互調整に期待できたのですが、デザインビルドになると発注者の相手は一人になります。このため、正確な設計条件を発注者が伝え切れなければ、これまでより良いものが出来る可能性は低くなってしまおうおそれがあるのです。

ここに求められる発注者能力とは「高い技術力」「豊富な経験」そして「スピード感を伴った判断力」ですが、保有する自社の固定資産額に見合った人材を社内に確保している組織は日本には殆ど有りません。このために某国の国立競技場問題も発生したのだと思います。

この事からも、自社の技術基準を確立し、オーナーの立場から具体的な設計仕様を示し、経営に資する施設として維持管理していくFMの体制は、今後の企業経営に必須の要件となることと思います。

既に地方銀行の一部では、自社総務部で行ってきた管財部門を廃止し、FMオーナー代行業務を行う会社にこの業務を一括委任する所が出てきていますし、国際会計基準に基づく固定資産の時価評価の必要性に伴い、FM体制への移行は必須となっていく事でしょう。

■ 建築士事務所に求められる新たな役割

ここまでFMについて解説してきましたが建築士事務所については触れていません。しかし勘の鋭い人ならもうお分かりかもしれません。「作ってきたから分かるんだ」何処かのテレビコマーシャルそのままですが、ここに求められている業務と人材を供給できる組織こそが「建築士事務所」ではないかと思います。

しかも企業が建築士事務所やゼネコン設計部にこのFM業務を依頼する場合は、昔からお付き合いのある会社を選んだ場合に、過去の設計や工事の瑕疵を隠してしまう恐れを回避するため、従来からお付き合いのある会社ではなく新たに信頼の出来る相手を選ぶ事が想定されます。

これは以前に2012年1月号の会報のコラムで取り上げた、国際会計基準「IFRS」の紹介で触れた、固定資産の第三者評価に対応するためにも必要なことです。

お客様の規模によっては常勤である必要も無く、BCPに対応した建物に関わる様々な自社技術基準の制定や工事発注仕様書の作成とCFOへのサポートは、これからの施設産業を支える重要な業務となるでしょう。

建賠保険は儲けすぎか？

有限会社 日事連サービス
相談役 中川孝昭

「またもや国の認定制度の不備を露呈することとなった」と批判を加えたくなるような事件が起きました。東洋ゴム工業の免震偽装事件です。2015年4月20日付日経BP社のウェブサイト「ケンブラッツ」に「建築専門家は免震偽装を回避できなかったか」と題する記事がアップされていました。そのような能力を持ち合わせる建築専門家など世の中に、まず存在しないでしょう。それに、国のお墨付きの制度によってよしとされたものを、もう一度確認作業をしないと使えないというのでは、何のためのお墨付きなのか分かりません。これではまるで、姉齒事件の再来です。

ともかく、この免震装置の使用された病院や商業施設を含む154棟もの建築物の安全性の確保が先決です。何しろ、いつ起こっても不思議はないと言われている関東大震災や南海トラフ巨大地震、そして、このところ各地で発生している震度5クラスの地震や不気味な火山の噴火に関する情報の中での出来事なのです。

「免震偽装を見抜け!」という無理な要求に こたえる

ところで、建賠保険の事故処理のお手伝いをしながら、部材の選択を巡って、建築士が責任追及を受ける場面を数々垣間見てきています。強度不足、性能不良、使いにくい等々。まさかとは思いますが、免震装置の強度不足についても、「安易に設計図書上でその使用を指示した」として、監理者である建築士が責任追及を受ける可能性を否定できないと思います。なぜならば、かつて断熱材の偽装で問題となった、云わば「いわくつき」のメーカーの製品なのですから。

そして、脅かすようで申し訳ありませんが、何しろ、民間連合協定工事請負契約約款第9条において、監理者は工事材料や建築設備機器などを「検査または検討し、承認する」と発注者に約束しているのです。このことは、2011年11月25日付「ケンブラッツ」の第23回「監理者の責任：現場監督を引き受けるわけではない」でレポートしたことがあります。

念のため、第9条に規定されたそうした行為が、メーカー責任までもを引き受けることではないことを、契約前に建

築主や工事関係者に説明したうえで、契約書に追記するなり、打ち合わせ記録等として残すことにするとよいでしょう。責任の所在を明確にして、万一に備えておくことが大切です。結果的に、「免震偽装を見抜け!」というような無理な要求と同じように、工事材料や建築設備機器などの性能に関しての問題に対応し、責任問題とされないようにするための工夫です。

ちなみに、建賠保険では、基本的には、設計の対象となった建築物の、「滅失・破損」による責任問題に対応します。メーカー責任の部分は、あくまでも製造したメーカーあるいは、それを販売した業者の責任であると判断します。その責任をあえて引き受けてしまうと、免責条項にある、「特約によって加重された賠償責任」であると判断され、保険金が支払われないことになりかねませんのでご注意ください。

「公序良俗」を乱さないという配慮

賠償責任保険普通保険約款（普通保険約款）第8条「保険金を支払わない場合」①に「被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任」と規定されています。なお、第8条にはこのほか、4つの免責条項が、そして、ひとつ前の第7条には3つの免責条項が規定されています。少し専門的になりますが、第7条を「絶対免責」と呼び、基本的には特約条項により変更を加えないことにしています。一方第8条のほうは、場合によっては特約条項を用意し追加保険料を徴収して、救済する可能性を秘めた「相対免責」と名付けて区別しています。実務的には、こちらあまり行なわれません。保険の採算上の問題もありますが、「公序良俗」を乱さないという配慮もあります。

ついでに、建賠保険はこの普通保険約款とは別に、「建築家特別約款」がセットされて一つの商品となっており、こちらにもその第3条には「保険金を支払わない場合」の規定が8か条もあります。パンフレットには、その6ページ目にこれらの中で重要と思われるもの11か条を「お支払できない主な場合」として、わかりやすい表現に工夫しながらご紹介してありますので、巻末の約款集と合わせて、こ



の際じっくり鑑賞ください!?

それにしても、やたらと免責条項が多くて、保険会社は儲けすぎではないかと疑いの眼（まなこ）になっていたのでは困ります。ちなみに、昨年の保険金支払い実績は、1億9476万円に達しました。そして、建賠保険だからこそその免責条項は、特別約款の方の8か条だけです。読んでいただければ、なるほどと思っただけのことばかりであると思います。ただし、一つだけ④「被保険者が事故の発生を予見できた設計業務」という怪しげな規定があります。なんとなれば、事故の予見性がなければ、「不可抗力」による事故であるとして、賠償責任自体が発生しないはずで

この保険は、何も払わない保険ということになってしまいます。「予見性」の程度について、少しご説明しておく必要があります。予見性があるけど過失によって、見落としたことまで否定するものではありません。あくまでも、故意に近い状況で、事故が起こったときを想定しています。たとえば、現場で施工者が「この納まりだと、壊れるけど」と設計者に相談した時に、「いいからそのままやれ」といった結果事故になったようなときに発動する、いわば念のための免責条項です。どうぞご安心ください。読者の皆様には加入率ダントツ日本一を目指してくださることをお願いいたします。

次代の時代へ → 提案力 + 施工力
次代への**プラス**がここにあります。

営業品目
 ■建築・住宅資材関連 ■土木・基礎構造材関連 ■省エネ・環境・セキュリティ関連
 ■リニューアル関連 ■外装リフォーム関連

JASDAQ 上場 URL <http://www.fujii.co.jp/>
藤井産業株式会社
 建設資材部 本社:宇都宮市平出工業団地41番地3 TEL 028-662-6077
 小山支店・水戸支店・つくば支店・さいたま支店・東北支店

一般社団法人
 栃木県建築士事務所協会の皆様と共に歩む...

協会日誌

4月

2・定例常任理事会開催	協会会議室で開催	
8・会員交流委員会開催	協会会議室で開催	
9・設計受託契約のポイント検討会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
14・栃木県建設産業団体連合会正・副会長会議	栃木県建設産業会館で開催	(佐々木宏幸会長出席)
15・業務運営委員会開催	協会会議室で開催	
16・平成27年度事務所協会会計監査実施	協会会議室で開催	(会計監事2名他役員3名)
21・栃木県建設産業団体連合会常任理事会・理事会合同会議	栃木県建設産業会館で開催	(三柴富男副会長出席)
23・「実例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防」研修会開催	パーティとちぎ男女共同参画センターで開催	(参加者27名)
24・定例常任理事会(14:00～)・定例理事会(15:00～)開催	協会会議室で開催	
・四会約款解説書編集W・G	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)

5月

7・定例常任理事会開催	協会会議室で開催	
8・会員交流委員会開催	協会会議室で開催	
12・青年部会開催	協会会議室で開催	
13・建築三会による「建築士・建築士事務所向けの改正建築士法講習会」開催	とちぎ福祉プラザで開催	(参加者64名)
15・特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構第1回運営委員会	栃木県産業会館で開催	(佐々木宏幸会長出席)
18・第1回栃木県マロニエ建築賞運営委員会	栃木県庁研修館で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・経営委員会開催	協会会議室で開催	
・公共建築設計懇談会	士会連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・日事連総務財務委員会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・栃木県震災建築物応急危険度判定会総会	栃木県庁本館会議室で開催	(小林基理事出席)
・栃木県木材需要拡大協議会第1回役員会	栃木県木材業協同組合連合会会議室で開催	(夏目公彦副理事長出席)
20・平成27年度一般社団法人栃木県建設業協会定時総会	宇都宮グランドホテルで開催	(佐々木宏幸会長出席)
・日事連監査会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・平成27年度第一期「建築士定期講習会」開催	パーティとちぎ男女共同参画センターで開催	(参加者69名)
22・平成27年度とちぎの元気な森づくり県民会議定期総会	栃木県総合文化センター特別会議室で開催	(夏目公彦副会長出席)
・平成27年度とちぎの元気な森づくり県民会議木づかい推進部会	県庁本館会議室で開催	(夏目公彦副会長出席)
・平成27年度建設産業団体連合会通常総会	栃木県建設産業会館会議室で開催	(佐々木宏幸会長・三柴富男副会長・佐治則昭副会長・夏目公彦副会長・安藤寛樹専務理事出席)
・公益社団法人栃木県宅建物取引業協会平成27年度定時総会懇親会	ホテル東日本宇都宮で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・企画・業務運営委員会合同委員会開催	協会会議室で開催	
・技術研修委員会開催	協会会議室で開催	
25・栃木県豊かな住まいづくり協議会・栃木県木造住宅生産体制推進協議会平成27年度総会	栃木県建設産業会館研修室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・平成27年度宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会	宇都宮市総合福祉センター視聴覚室で開催	(中村滋理事出席)
26・四会約款解説書編集W・G	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・定例常任理事会(14:00～)・定例理事会(15:00～)開催	宇都宮東武ホテルグランデで開催	
・定時総会(16:00～)・懇親会(17:30～)開催	宇都宮東武ホテルグランデで開催	(出席者48名・委任状106名)
・一般社団法人栃木県設備業協会平成27年度第50回定時総会	宇都宮建設産業会館会議室で開催	(佐治則昭副会長出席)
27・日事連常任理事会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・一般社団法人栃木県設備設計事務所協会第4回通常総会	ホテルニューイタヤで開催	(山崎良知常務理事出席)
28・住宅フェア栃木実行委員会理事会・総会	とちぎ福祉プラザ会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・平成27年6月1日施行「改正建築基準法の解説」講習会開催	とちぎ福祉プラザで開催	(参加者104名)
・一般社団法人栃木県鉄構工業会通常総会	ホテルニューイタヤで開催	(佐治則昭副会長出席)
29・宇都宮市管工事業協同組合第63回総会	ホテルニューイタヤで開催	(佐治則昭副会長出席)

6月

3・平成26年度栃木県木材需要拡大協議会通常総会	栃木県木材業協同組合連合会会議室で開催	(藤田公行事務局長出席)
・親睦ゴルフ大会開催	新宇都宮カントリークラブで開催	(参加者112名)



・懇親会開催	ホテル東日本宇都宮で開催	(参加者134名)
・一般社団法人栃木県建築士会平成27年度定時総会懇親会	宇都宮グランドホテルで開催	(佐治則昭副会長出席)
4・日事連理事会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
5・定例常任理事会開催	協会会議室で開催	
・広報・渉外委員会開催	協会会議室で開催	
・基本問題検討特別委員会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
10・業務運営委員会開催	協会会議室で開催	
・会員交流委員会開催	協会会議室で開催	
・耐震診断検討W・G開催	協会会議室で開催	
12・一般社団法人宇都宮建設業協会創立70周年記念式典並びに祝賀会	宇都宮グランドホテルで開催	(佐々木宏幸会長出席)
18・日事連常任理事会	銀座東武ホテルで開催	(佐々木宏幸会長出席)
・平成27年度日事連定時総会・全国会長会議	銀座東武ホテルで開催	(佐々木宏幸会長・藤田公行事務局長出席)
19・企画委員会開催	協会会議室で開催	
23・四会約款解説書編集W・G	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
24・耐震事前審査会開催	協会会議室で開催	
25・定例常任理事会(14:00~)・定例理事会(15:00~)開催	協会会議室で開催	
29・耐震判定会開催	協会会議室で開催	

7月

1・平成27年度新商品・新技術研修会	パーティとちぎ男女共同参画センターで開催	(参加者50名)
2・日事連事務局連絡会議	銀座東武ホテルで開催	(藤田公行事務局長出席)
3~4・日事連関東甲信越ブロック協議会	甲府富士屋ホテルで開催	
	(三柴富男副会長・佐治則昭副会長・夏目公彦副会長・安藤寛樹専務理事・藤田公行事務局長出席)	
7・建築賠償保険専門委員会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
8・会員交流委員会開催	協会会議室で開催	
・全管連平成27年度全国大会懇親会	ホテル東日本宇都宮で開催	(佐々木宏幸会長出席)
9・総務委員会開催	協会会議室で開催	
10・平成27年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰授賞式	国土交通省会議室で開催	(安藤寛樹専務理事受賞)
15・公共建築設計懇談会	士会連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
15~16・第51回建設展・第24回AP展開催	マロニエプラザで開催	(入場者数4,000名)
17・平成27年度建設事業関係功労者知事表彰授賞式	栃木県公館大会議室で開催	(渡邊有規常務理事受賞)
・経営委員会開催	協会会議室で開催	
・企画委員会開催	協会会議室で開催	
23・定例常任理事会(14:00~)・定例理事会(15:00~)開催	協会会議室で開催	
24・技術研修委員会開催	協会会議室で開催	
29・四会約款解説書WG	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
・四会約款設計施工版WG	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長出席)
30・日事連会誌座談会	日事連会議室で開催	(佐々木宏幸会長・本澤崇理事出席)

次代の都市づくり 環境づくりを目指して



国土交通省認定 M グレード
豊鉄工建設株式会社
鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事
〒321-3221 栃木県宇都宮市板戸町 3048-1
TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479
yutaka@yutaka-tk.co.jp

国土交通省認定 H グレード
氏家工業株式会社
鋼構造物工事業
〒321-0403 栃木県宇都宮市下小倉町 3725
TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895
kawasaki_ujiie@syd.odn.ne.jp

平成 27 年度建築士定期講習スケジュール (予定)

	講習日	講習会場	講習受付期間	定員
第1期	平成27年5月20日(水)	パーティとちぎ男女共同参画センター	H27.4.1(水)~H27.4.30(木)	済
第2期	平成27年9月18日(金)	パーティとちぎ男女共同参画センター	H27.8.3(月)~H27.8.31(月)	50
第3期	平成27年12月2日(水)	パーティとちぎ男女共同参画センター	H27.10.19(月)~H27.11.16(月)	50
第4期	平成28年3月中旬	未定	未定	50

平成20年11月28日に施行された建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年ごとに国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。

前回の建築士定期講習を平成24年4月~平成25年3月に受講された方は平成27年度（H27.4.1～H28.3.31）が受講期間となりますのでご注意ください。

平成 27 年度管理建築士講習スケジュール (予定)

	講習日	講習会場	講習受付期間	定員
第3期	平成27年11月10日(火)	パーティとちぎ男女共同参画センター	H27.9.28(月)~H27.10.23(金)	30

問合せ先：〒320-0032 宇都宮市昭和二丁目5番26号
一般社団法人 栃木県建築士事務所協会
 TEL 028-621-3954 FAX 028-627-2364



あなたは何を選びますか？

PAPER

FILM

CD
DVD

INTERNET

TV
VIDEO



紙、フィルム、CD・DVD、テレビ、ビデオ、インターネット……自由にメディア（媒体）をお選びください。メディアに合わせて、あなたの「伝えたい」を「カタチ」にいたします。

株式会社 松井ピ・テ・オ・印刷

本社/〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東五丁目9番21号
 phone.028(662)2511 fax.028(662)4278
 URL <http://www.pto.co.jp/pto/> E-mail s@pto.co.jp

賛助会の皆様へ

広告掲載のお願い

協会では会報に掲載する広告を募集しています。

掲載料は下記のとおりです。

会報広告
掲載料

A4版 1P (178×239) = 50,000円
 1/2P (178×116) = 30,000円
 1/4P (178× 57) = 20,000円

協会活動通信

建築士・建築士事務所向けの改正建築士法講習会

5月13日宇都宮市内の、とちぎ福祉プラザにおいて建築三会（県建築士事務所協会、県建築士会、日本建築家協会関東甲信越支部栃木地域会）主催で改正建築士法講習会を開催しました。約1カ月後の6月25日に施行される建築士法改正の内容を周知するために実施された講習会には、建築士など64人が参加しました。

今回の改正ポイントとして、

- 書面による契約等による設計等の適正化
- 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化
- 免許証の提示等による情報提示の充実
- 建築設備に係わる業務の適正化
- その他改正事項

の5項目を中心にテキストを使いながらわかりやすく解説し、後半には改正建築士法による設計受託契約等のポイントについての解説もしました。

平成27年6月1日施行「改正建築基準法の解説」講習会

5月28日宇都宮市内の、とちぎ福祉プラザにおいて建築三会（県建築士事務所協会、県建築士会、日本建築家協会関東甲信越支部栃木地域会）主催で改正建築基準法講習会を開催し、6月1日に施行された改正建築基準法の内容を設計等の業務に携わる建築士を対象に106人が参加し改正ポイントについて学びました。

主な内容として、

- 構造計算適合性判定精度の見直し
- 新技術導入に向けた円滑な仕組み
- 容積率制限の合理化
- 3階建の学校等の木造関連基準の見直し
- 定期調査・検査報告制度の強化

の5項目を中心に、前半を県土整備部建築課の寺内通代主査が、後半を同課の石原寿彦主任がわかりやすく解説しました。

栃木県建築士事務所協会 親睦ゴルフ大会

6月3日に新宇都宮カントリークラブにおいて、栃木県建築士事務所協会親睦ゴルフ大会を開催し、参加者110名と盛大に行われました。

主な順位とスコアは以下のとおりです。

- | | | |
|-----|-------|-------|
| 優勝 | 吉川 泰行 | 70.00 |
| 準優勝 | 岡村 貴史 | 70.60 |
| 3位 | 高久 幸弘 | 71.60 |

27年度 第1回新商品・新技術研修会

7月1日、パーティとちぎ男女参画センターにおいて27年度第1回新商品・新技術研修会が開催されました。提供会社はJFE 鋼板株式会社、ハシモ株式会社、石油連盟の3社と50名が参加し新商品・新技術について研修しました。

1. JFE 鋼板株式会社

自然の力を最大限に取り入れた家づくりの仕組みについて説明しシステムの設計・施工上の留意点についても触れました。

2. ハシモ株式会社

有機系（弾性）接着剤による外壁タイル張りについて従来工法と比較し、安全性と利点について、新技術（工法）について設計監理上の配慮事項を下地設計、検査基準の面から説明しました。

3. 石油連盟

石油機器を利用した給湯及び暖房システムについて、石油暖房機器と他エネルギー（電気・ガス）暖房機器とのランニングコスト比較を提示し、石油機器の優位を説明しました。

○第39回建築士事務所全国大会(茨城大会)を、 本年10月10日(金)に以下のとおり開催いたします。

大会会場・作品展展示：茨城県立県民文化センター
(茨城県水戸市千波町697)

記念パーティー会場：水戸プラザホテル

参加費：大会参加費 4,000円

記念パーティー参加費 12,000円

○(仮称)第3回アーキテクト栃木プロジェクト2015 開催のお知らせ

開催日：平成27年11月29日(日)

場 所：ホテルニューイタヤ 宇都宮市大通り2丁目4-6

※詳細は後日発表。

編集後記

栗原：猛暑はいつまで続くのでしょうか……ビールが毎日おいしいです！

新井：広報のせいではないですが、寝冷えでかぜをひきました。皆様、お体大切に。

酒井：連日猛暑が続いておりますが、今回の会報発行の頃には涼くなっているといいですね。

中村：4月に完成した日光ニコニコ本陣では、毎日催し物でにぎわっています。是非お寄りください。

大武：今回も読みたいと思われる記事になりました。ぜひ読んで頂きたいです

大高：発注者能力:IT業界で使われていた言葉ですが、最近建築の世界も同様ですね。



発行所

一般社団法人 栃木県建築士事務所協会

会長 佐々木宏幸

〒320-0032 宇都宮市昭和二丁目5番26号
TEL 028(621)3954 FAX 028(627)2364
HP : <http://www.tkjk.or.jp/> E-mail : info@tkjk.or.jp